

# 令和6年10月分（12月支給分）から 児童手当の制度が一部変更になります。

## 改正内容

### ①支給対象年齢の拡大

18歳まで（平成18年4月2日以降生まれ）の児童（以下、高校生年代）がいる世帯が支給対象となります。

### ②所得制限の撤廃

上記①に該当する世帯の全世帯が児童手当の支給対象となります。

### ③多子加算の拡充

第3子以降の児童は児童1人あたり一律3万円となります。

### ④算定児童の年齢拡充

算定児童が18歳～22歳（平成14年4月2日生まれ～平成18年4月1日生まれ）の児童となります。

【算定例】

児童年齢	算定	支給金額（円）
20歳	第1子	
16歳	第2子	10,000
9歳	第3子	30,000

児童年齢	算定	支給金額（円）
23歳		
16歳	第1子	10,000
9歳	第2子	10,000



### ⑤児童手当の支給が2ヶ月に1回

児童手当の支給が2月・4月・6月・8月・10月・12月になります。

## 支給額

児童の年齢	支給金額（1人あたりの月額）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	
3歳以上～高校生年代	10,000円	30,000円

詳細は市ホームページをご覧ください。



### 【問い合わせ先】

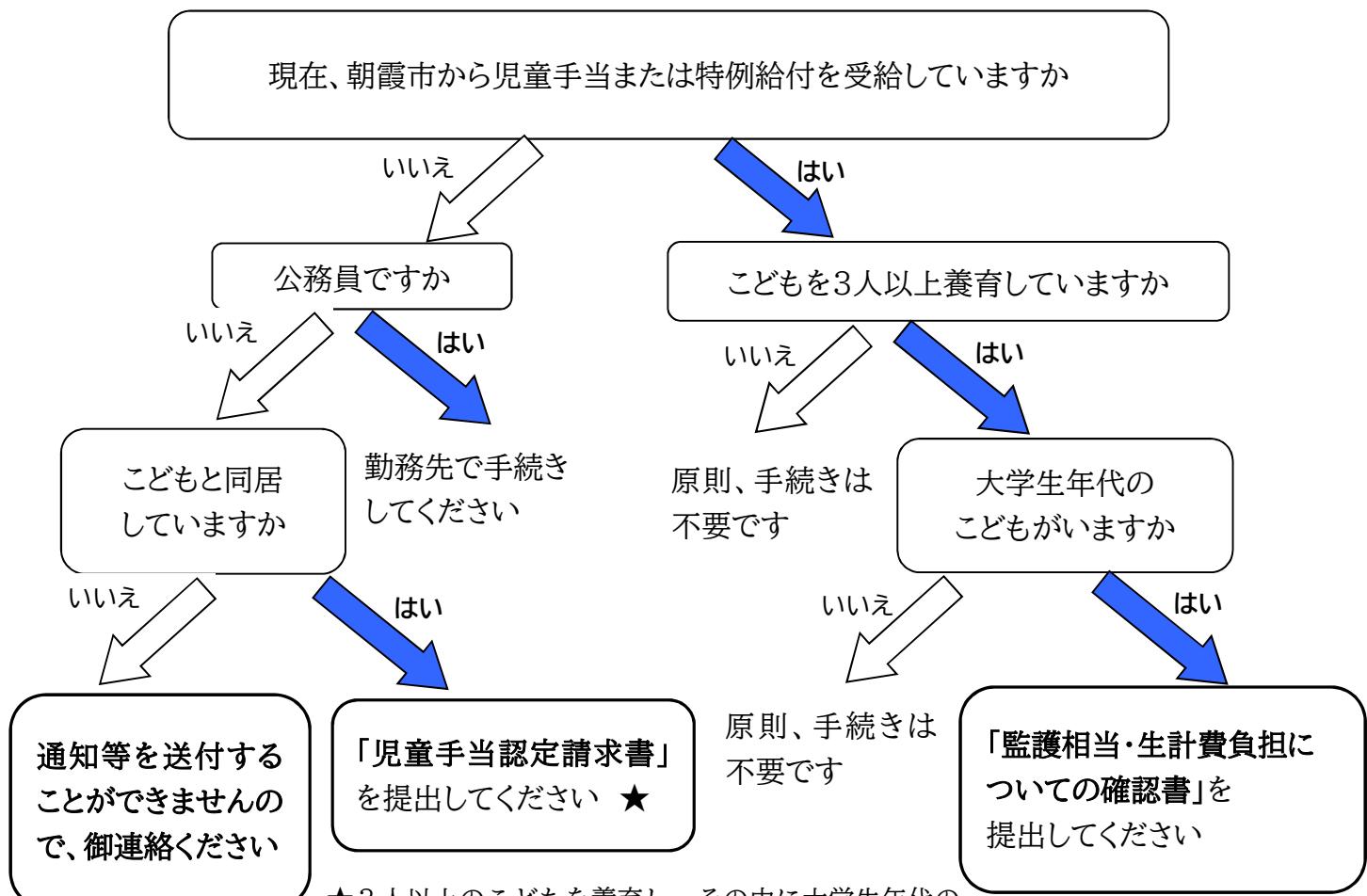
〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

こども未来課 こども給付係

TEL 048-463-2834（直通）



# 制度改正に伴う手続の確認



## 用語について

監護：日常生活上の世話及び必要な保護をしていることをいいます

生計負担：請求者の収入により子の日常生活の全部または一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合が、「負担有」になります

養育：監護および生計負担があることをいいます

大学生年代：18歳から22歳の方です

(平成14年4月2日生まれから

平成18年4月1日生まれ)

